

# 犯罪理論に対する心理学分野の貢献を考える

藤野京子

## 1. はじめに

犯罪理論は、主として社会学者によって提示されている。一方、犯罪者や非行少年に対する立ち直りの支援は、主として教育者、サイコロジスト、ソーシャルワーカーによって行われている。

犯罪者や非行少年を処遇するサイコロジストは、犯罪をとかく個人の要因に帰しやすく、それをもとに処遇を行いがちである。しかし、犯罪抑止にあたり、個人に働きかければ十分なのではなく、個々人を取り巻く環境が、犯罪を促進したり、あるいは反対に、統制したりするのに影響を及ぼすのも事実である。近年、心理学の分野でも、生物・心理・社会モデルの視点の重要性が認識されるようになってきている。体調の悪さが心の不安定化に影響を及ぼすことがある。また、家族関係を含む周囲からの反応など、その人が置かれた社会的文脈によって、心は変わるのである。

一方、犯罪理論において犯罪者や非行少年に処遇を行っている側の知見を十分に組み込むことは、犯罪理論をより実態に合ったものにする。学問が学際化されてきている昨今である。そこで、本稿では、既存の犯罪理論の中に心理学の知見を位置づける試みを行いたい。

以下では、まず、心理学の視点がミクロ・レベルであることから、犯罪にかかわるマクロ・レベルの要因との関係性について考察し、さらに、社会の中で個々人がどのような位置づけであるかという差異の観点から犯罪現象を検討する。加えて、他者関係はそもそもどのように展開するかについて言及する。つづいて、実際の犯罪行為において個々人の資質である犯罪性がどのような位置づけであるかを明らかにした後に、犯罪に至るまでの個々人の情報処理について検討する。さらに、実際の犯罪行為に及ぼす道徳観の影響や犯罪の後に生じるとされる罪障感や恥意識の影響力についても触れることにする。

## 2. 社会事象と犯罪率の関係について

状況的行動理論の提唱者である Wikström (2011) は、「ある地域に生じている社会的事象」、「その地域にいる個人」、「その個人の行動」、「その地域の犯罪率」の4概念のうち、マクロ・レベルの「ある地域に生じている社会的事象」と「その地域の犯罪率」との関係は、前者が後者を

高めるという直接的な原因と結果という関係にあるのではなく、これらマクロ・レベルのもの同士は相関に過ぎないとしている。すなわち、その社会的事象は、その地域にいる個々人に影響を与え、その影響を受けた個々人は様々な行動をするが、その行動の中に犯罪を含むこともあるのであって、そのような個々人の行動の蓄積されたものが、その地域の犯罪率の高さになるとしている。すなわち、犯罪という社会現象は、ミクロ・レベルの個人を介して生じたものであると明言している。

Wikström は社会学者であるが、「個人を介して」と、個々人の存在に言及している。実際に、状況を判断し、犯罪行為を選択し実行に移すのは、個々人である。個々人に何らかの意思があって、その意思をもとに犯罪行為が選択されるのであって、犯罪学における心理学の位置づけは、この部分になる。

犯罪のリスク要因はかなり明らかになってきている (Ellis, Beaver, & Wright, 2009)。しかし、ある地域に生じている社会的事象が犯罪のリスク要因だとして、そのリスク要因に曝された人全てが、犯罪に走るわけではない。そのことを踏まえても、ある人がなぜ犯罪を選択したりしなかったりするのかわかるのか、という心理的側面の解明が必要なのである。

### 3. 犯罪が生じる文脈の整理

犯罪とは、掟を破る行為である。法秩序を司っている政府やそれを支持する社会の構成メンバーで成り立っている社会（以下、主流社会と略す）を各人がどのようにとらえているかが、その人の犯罪行為を選択するかどうかに影響を及ぼすという視点は大切である。したがって、図1は、主流社会と本人との関係性を模式的に示したものである。

また、人は、他者から一様に影響を受けるのではなく、近いと感じる者の影響をより強く受けるものである。犯罪からは若干話が逸れるが、藤野・長沼 (2013) は教室でのいじめ場面を取り上げ、自身がいじめの加害者と近い場合、近しくない場合、いじめの被害者と近い場合、近しくない場合に、そのいじめをどのように感じるかを調べている。その結果、その近しさ如何で、同じ現象に対しても気持ちが違ってくることを明らかにしている。いじめが社会で是とされない行為であることは、関係性の如何にかかわらず揺るぎのない事実であるのに、その捉え方が

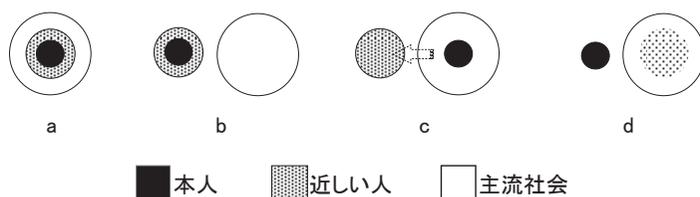


図1 本人、本人と近い人、主流社会の関係性についてのパターン

異なってくるのである。そこで、図1では、主流社会との関係性のみならず、本人の近い人についても考慮に入れ、4パターンに整理している。

図1-aは、本人も、本人が近いと感じている人のいずれも、主流社会に属している場合であり、これはその社会に適応的な状態と言える。一方、図1-b～dはいずれかの側面で適応的でない状態を示している。

主流社会から、本人も本人の近い人も逸脱している場合が、図1-bである。例えば、反社会集団に所属している場合、具体的には、暴力団に所属し、所属している暴力団の団員を近しいとみなしている場合が、その代表例である。

サブ・カルチャー理論が着目している現象は、この状態についてと言えよう。すなわち、主流社会は、下層の人々への配慮を十分せず中流以上の者を中心に据えて形成されているとして、主流社会で定められた掟を遵守せず、下層の人々の中で独自の文化を形成するというのがサブ・カルチャー理論である。主流社会は、自分たちが困っていても助けてくれないとして、自分たちで対処しようとして、貧しいからということで窃盗を行うなどというものである。

たとえ生き延びることができる程度には主流社会から手当されているとしても、他の人々と比較して、本来、自分が得て当然であるものを得ていないと相対的剥奪感を抱き、分配の公正と手続きの公正が阻害されていると認識すれば、その主流社会のシステムへの不満は高まろう。そして、その不満や怒りから逸脱行動に至る場合なども、これに当てはまろう。

このほか、貧富の差以外の側面であっても、主流社会から自分たちが排他されていると受け止める場合、その存在を認めさせようとして、あるいは、既存の主流社会を信用できないとして既存の主流社会に委ねるのではなく自分たちが新たな主流社会を作っていこうとして、既存の掟を破っていく場合も、図1-bに該当しよう。

図1-bの状態にいる人については、近い人に対して適応できているという意味では、他者と関係性を結ぶことができる対人接触能力を有しており、後述する図1-dに比べてその点における人格面での働きかけは少なくてもよいかもしれない。主流社会との関係性を、近い人と一緒にどのように調整していくのが適当かということが、検討の対象となろう。主流社会への理解を促し、主流社会の構成員であるとの意識の喚起を図ることが適当な場合もあれば、主流社会自体が、彼らの受け入れ態勢について検討する必要がある場合もあろう。場合によっては、主流とされている社会自体の健全性を検討する必要がある場合もあろう。

図1-cは、自身は主流社会にとどまっているものの、近い人が主流社会の外に位置している、主流社会から出ていってしまった、あるいは、このところ接触している人が主流社会から外れている場合である。前述のとおり、人は、他者から一様に影響を受けるのではなく、近いと感じている人の影響をより強く受けるのである。不良と接触する中で自身も不良化するといいわゆる不良感染型が、この典型例であろう。

主流社会に違和感を有して、そこから外れている人達に親近感を覚え、自らそのような人たちに接近していくのであるならば、その点についての心理的検討が必要であろう。しかし、元々近しかった人が何らかの理由で主流社会から外れていった場合、その人の影響を受けて、類似の逸脱行動に至るということもあろう。仲良しの人々が逸脱行動をするようになってしまい、それに引きずられて逸脱行動をするようになるなどである。このほか、いわゆる路上犯罪に限らず、たとえば、健全な会社と思って就職した会社で、主流社会が定める法の違反を含んだ内容の業務が与えられた場合なども、これに該当しよう。

このような場合、当人が、その近しい人々に対して、それは正しくないと言主張するという選択肢もあろう。しかし、近しい人に対する本人の影響力の程度によっては、主張したからといって事態が変わらないことは十分にあり得よう。さらに、そう主張することによって、その近しい人々から排他されるリスクが伴うこともあろう。その人達と関係を断つことについての本人の葛藤、例えば、その人達との関係を断つことに伴う辛さ、それを断ったとして、それに代わる新たな人間関係を構築できる可能性も影響してこよう。これらを総合的に勘案して行為の選択が行われるのであろうから、これらの踏まえた検討が必要になろう。

図1-dは、主流社会に限定することなく、誰からも相手にされていないとの心情、すなわち、どの社会からも孤立している状態を示している。図1-dにおいて、主流社会と近しい人との間に境界線が示されず、近しい人の色付けも図1-a～cに比べて薄く示しているのは、そのような本人にとっては、そもそも近しいと感じる人々が存在しない、ということを示している。世間の耳目を集めたかたとして、単独で犯行に走るのがその代表例である。他者と関係をもてているとの感覚をいかに育むかや、自身が掛けがえのない社会の構成メンバーであるとの認識をいかに育んでいくかが検討課題になろう。

ここで試みた分類のうち、主流社会に所属しているかどうかについては、万人に共通する外的な基準があるというよりは、むしろ、社会的アイデンティティ理論が主張するように個々人が自身なり近しい他者なりを主流社会のメンバーであるとカテゴリー化し、その集団に同一化するかどうかという内的過程と言えよう。このほか、後述するように、個々人は、ある文脈に受動的に置かれているとは限らず、個々人が特定の文脈を主体的に選択したり変えたりしていく余地がある場合も少なくないという視点も忘れてはいけない。とは言え、個々の犯罪者ないし犯罪現象が、図1-b～dのいずれの状態で生じたものであるかを理解することは、その犯行の意味を理解し、さらに、それへの対処策を考える上で有効であろう。このほか、各犯罪理論について、図1-b～dのいずれに相当する犯罪を説明しようとしているかを整理することは、各犯罪理論の位置づけを明確化することにつながろう。

#### 4. 他者関係

他者関係とは、相補的に構築されるものである。①ある人の働きかけに対して当人が反応し、それが相手の新たな反応を生み出すという形でどんどんと積み上げられていくものであり、②その過程で、双方が互いに影響を及ぼしていく。そして、③人間は、本質的に、快を求め不快を避ける性質をもっているため、この快・不快の原則に基づいて、このやりとりが展開されていく。その結果、関係がどんどん弱まっていくこともあれば、反対にどんどん強まっていったりもする。

これを先の図1-bに示した犯罪者や非行少年の他者関係に当てはめて考えてみる。まずは、遵法的な人との絆が弱まっていく過程についてである。例えば、Aが逸脱行動に走り、それに気づいたBがAを叱責する。すると、そのBの叱責に反発して、AがBに対して攻撃的行動に出る。Bはそのような攻撃的な反応を避けようと、Aを遠ざけるようになる。一方、Aは、自分がBに遠ざけられていることを意識したくないとして、Bとの関係そのものを自ら断ってしまう、といったことになる。

一方、反社会的な人との絆が強まっていく過程は、どのようであろうか。Aが逸脱行動をすると、Bもその逸脱行動を模倣する。その結果、Aは逸脱の度を一層強め、Bはより強められた逸脱行動を賞賛するという中で、双方、一層の親近感と強めたりする。

犯罪学に限定されたことではなく、科学界全般において、何がある結果の原因なのかということに注目しがちである。しかし、上述のことからは、原因-結果という一方向の関係性よりも、双方向に影響し合うという関係性で現象をとらえる視点が肝要であることが見て取れる。犯罪理論の中でこの点に注目したのは、Thornberry (1987) の相互理論 (interactional theory) である。この理論は、まさにこの双方向性を主張している。この過程を経て、前節で挙げたいずれの文脈にたどり着いているかを理解することが肝要であろう。そして、双方向の悪循環が生じているならば、それを断っていくことが、効果的な介入ということになろう。

他者との関係性について、Markus & Kitayama (1991) は、欧米人に比べて東洋人は、他者の影響をより受けやすいとの実験結果を示している。そして、その理由として、欧米人の自己は確立しており、近い人もその自己に侵入することがない自立的自己を形成するのに対して、東洋人の自己は、自己の境界内に他者が存在するという相互依存的自己である、とのモデルを提示している。

Markus & Kitayama (1991) の実験は、行動を測定したものであり、その測定結果に自己が影響しているかは定かでない。銘々が独立的に主張するのがよいとする欧米の文化と、協調することに重点を置いた東洋の文化の差異によって、自己のレベルではなく、行動レベルでの調整が行われていることも想定しうる。山岸 (2010) は頻度依存行動という概念を提示している。クラスでいじめが発生しているとして、クラスの何人の人がいじめを止める行為に加われば、自分も

それに加わるかを尋ねたところ、加わる人数が多くなるほど、加わると回答する人数が多くなることを明らかにしている。いじめという行為の内容ではなく、周囲がどのように反応するかで、自身の行動が変わるということである。

他者に影響されるのが、自己そのものなのか、それとも行動レベルの調整に留まるのかはさておいて、これらの研究結果は、東洋人が状況対応的に柔軟に変化していく存在であることを示唆している。そして、そのことは、前節で分類したいずれの文脈に在るかということが、西洋人にも増して東洋人において影響を及ぼすということである。すなわち、処遇の力点を個人にあてるとどまらず、周囲との関係性に着目し、その調整を図っていくとの視点を忘れるべきではないということである。

## 5. 犯罪性と犯罪の理解の仕方

既述の通り、犯罪のリスク要因はほぼ明らかにされてきている。しかし、犯罪者といっても、常に犯罪をしているわけではなく、そのことを考えると、「人はいかに犯罪を起こすか」という力動的な視点が必要となろう。Gottfredson & Hirschi (1990) は「犯罪性 (criminality)」と「犯罪 (crime)」の概念の違いを主張している。犯罪性が犯罪の生起にいかに関与するかを考える必要もあろうということである。

図2は、犯罪に至る過程を示したものである。Gottfredson & Hirschi (1990) が主張するセルフ・コントロールは、図の中の個人の資質の一特性という位置づけになろう。本人が持って生まれた資質なり、環境とのやりとり、すなわち、生育歴の中で形成された資質の中で犯罪の生起に関連するものが、いわゆる犯罪性ということになろう。この資質には、自我の強さに加えて、法規範や世の中に対する捉え方や衝動性、敵意などが含まれよう。環境とのやりとりとは、前節でも触れたように、個人の反応が環境からの反応を変えていくという側面もあることから、図では、

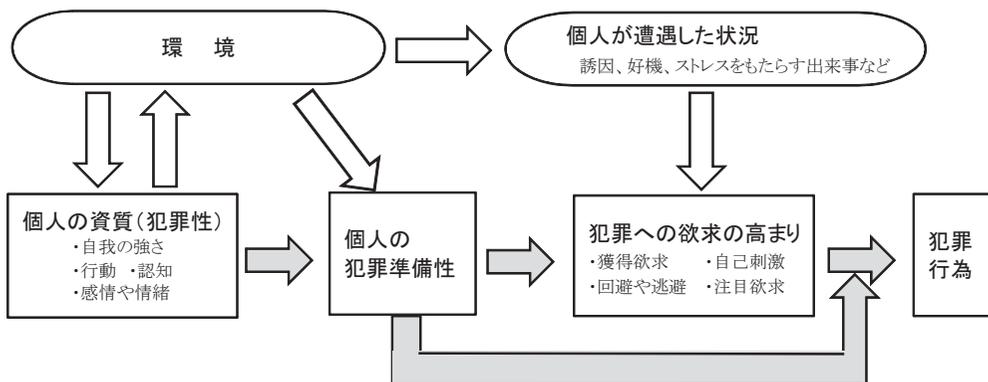


図2 犯罪に至る過程

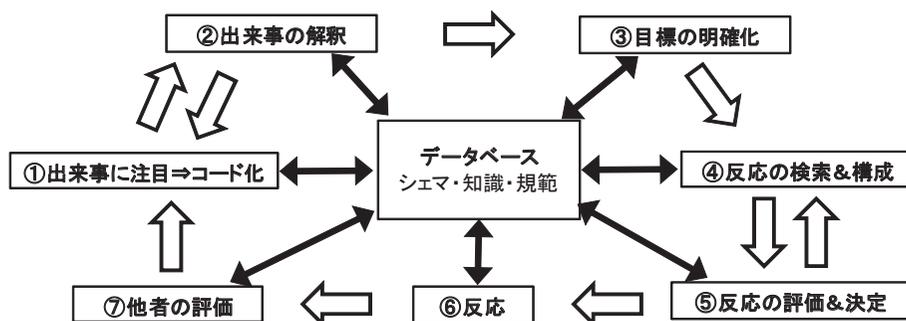
個人から環境への矢印も示している。そして、この犯罪性と本人を取り巻く環境が個々人の犯罪準備性、すなわち、犯罪の生起についての潜在性となる。犯罪性がさほど高くなくても個人が置かれた状況によっては、この犯罪準備性が高くなることもある。この犯罪準備性を背景として、ある状況下で犯罪への動機づけが高まった個人が犯罪に至ることになる。犯罪の誘因、好機、ストレスをもたらすような外的状況と、個人の欲求との相互作用の中で犯罪が生じるのである。日常活動理論 (Cohen & Felson, 1979) による犯罪抑止の試みとは、個人が遭遇する状況进行操作する試みである。一方、犯罪行為に何を求めるかについて、その機能を基に分類すると、①何かを取得するため、② (退屈していたりして) 自分に何か刺激を与えるため、③その場から逃避したり回避したりするため、④他者の注意を自分に向けてもらうため、に分類できよう。

また、犯罪行為については、動機づけが高まったからといって自動的に犯罪行為に至るとは限らず、犯罪の方法などを獲得しておく必要もあることから、犯罪への矢印が犯罪準備性からも出ている。犯罪を始めたこと、犯罪を繰り返し行っているときでは、犯罪を行うことへの抵抗感が違っているが、この違いは個人の犯罪準備性の差異と説明できよう。Wikström (2010) は、犯罪について、意図をもって行う場合と習慣化されているものと分類している。考えてみると、我々はあれこれ考えずに自動処理しながら行動していることが少なくないのであって、こうした観点も必要であろう。

## 6. 情報処理理論

Crick & Dodge (1994) は攻撃行動に至る個人の情報処理を説明するモデルとして、図3を提示しているが、これはすべての情報処理に当てはまらう。したがって、以下に、違法薬物の使用なり窃盗なりに至る場合の情報処理の各段階を例示してみることにする。

情報処理の第1段階は、ある出来事や事象に着目し、それを問題としてコード化する段階であ



Crick & Dodge (1994)を参考に作成

図3 犯罪に至るまでの情報処理

る。例えば、このところ、ちっとも思うように事が進まないということに注目し、そのようにコード化するなどである。第2段階は、コード化したものをどのように解釈するか段階であり、原因や意図の帰属、その他の解釈過程（目標達成度の評価、過去の遂行の評価、自己評価、他者評価）を含むものである。わざと自分を困らせようとして、あるいは、自分の力不足で、ちっとも思うように事が進まないと解釈するなどである。第3段階は、その出来事や事象に対して、自分がどのようにしていきたいかと目標を定める段階である。イライラした、あるいは落ち込んだり焦ったりする気持ちを解消したいと目標を定めるなどである。第4段階は、第3段階で定めた目標を達成するためにどのように振る舞うかを探る段階である。このイライラした、あるいは落ち込んだり焦ったりする気持ちを紛らわすために、薬物を使ったり窃盗をしたりできるなどの対処方略を検索することである。第5段階は、第4段階で挙げられた反応のいずれがよいかを決める段階であり、その決定には、反応評価、結果予期、自己効力評価、反応選択が含まれることになる。これまでも薬物使用なり窃盗なりをしてきたのだから、もう一度くらいやったからといってなんてことはなく、それは手っ取り早くイライラした気持ちを解消する手法であると肯定的に評価し、その反応をしようと判断するなどである。第6段階は実行の段階であり、第5段階で最終的に選んだ反応を実際に行うことであって、この例でいくと、薬物使用なり窃盗なりに至るということである。さらに、第6段階の実行の結果は、周囲の評価と反応を生じさせ、それがその後の第一段階に影響を及ぼすことにもなる。例えば、薬物使用なり窃盗なりをまたやったのかと周囲から呆れられ見放されるという負の評価を受けるなどである。前節で、他者との相互関係に言及したが、この段階が、それに当てはまる。

これらの各段階には、経験などから蓄積されたその人が感じたり考えたり行動したりする際の枠組である当人のデータベース、すなわち、様々な記憶、獲得されたルール、社会的スキーマ、社会的知識等の貯蔵されたデータを参照しながら行うことになり、また、今回の処理の経験もこのデータベースに加えられることになる。たとえば、薬物使用なり窃盗なりに至ってしまい、周囲からも負の評価を得て、ダメな自分であるとの一層な自己嫌悪感をデータベース化するなどである。

再犯抑止に認知行動療法が有用である（Andrews & Bonta, 2010）とされ、その働きかけが行われている。認知行動療法では、適切でない自動思考を適切な代替思考に変えていくべく訓練していくが、これを上記例であてはめると、以下ようになる。まず、第1段階では、事がうまく進まないことに注目するのではなく、違うことに注目できれば、犯罪に至らない。また、第1段階で事がうまくいかないことに注目したとしても、第2段階の解釈の際、誰かが意図的に妨害したわけではないし、自分もそれなりに努力したのだけれどもうまくいかないのであって、それは致し方のないことであるなどと解釈できれば、犯罪に至らない。第4段階に至ったとしても、この段階で、周りの人に意見を求めたりもっと情報を集めてみたりしてイライラした気持ちを解消

しよう、あるいは、気分転換に運動でもしてみよう、と犯罪以外の対処方法を検索できれば、犯罪に至らない。また、第5段階に至ったとしても、薬物なり窃盗なりは自分の状況を悪くすることになるので我慢しようと、薬物なり窃盗なりを否定的に評価できれば、犯罪に至らずに済むのである。

認知行動療法は、事件にのみ焦点化するものではない。しかし、事件に至る心的処理の各段階での不健全な自動思考をどのような健全な代替思考で処理すれば犯罪抑止につながるかを訓練し、さらにその代替思考が自動思考になるべく訓練していくことは、犯罪時の抑止力の訓練につながろう。欧米人に比べて日本人は分析的であるよりも包括的に物ごとをとらえがちであると言われているが、認知行動療法は日本でも効果があるとされていることを鑑みると、上述のアプローチは有用と想定される。

Sykes & Matza (1957) は、非行少年の多くは慣習的価値観を有しており、非行行為に踏み切るときにはその価値観からの逸脱抑制力を中和化すると漂流理論を提示している。そしてその中和化の技術とは、①その行為の責任は自分にはない、という責任の回避、②盗むのではなくしばらく借りただけであって実害はない、という危害の否定、③非は相手にある、加害ではなく正当な報復である、などの加害の否定、④相手の方が当方よりもよほど悪質だ、などと非難する者への非難、⑤他集団よりも自集団の掟に従う、とする高度の忠誠への訴え、の5つである。これは、図3の第5段階で行っているものと位置づけられよう。Sykes & Matza (1957) が漂流理論を提示した意図とは異なるが、彼らが提示した中和化の技術とは、犯罪に走る際に多くの者が行っていることであり、犯罪抑止において認知行動療法で修正していくべき標的と位置づけられよう。

なお、Crick & Dodge が提示したモデルについて、Lemerise & Arsenio (2000) は感情の影響を加味したモデル-図3のデータベースと各段階の行き来に感情が媒介するというもの-に改編している。平静な気持ちだとしっかりとした情報処理ができるのに、落ち込んだり興奮したりすると適切な情報処理ができないということはよくある。そのことを考えると、各種の情動状態であることを想定した上での認知行動療法の訓練が必要と思われる。情報処理に対する情動の影響の受けやすさには個人差があることから、特に情動の影響を受けやすい人に対しては、その訓練が不可欠である。

## 7. 道徳発達と逸脱との関係

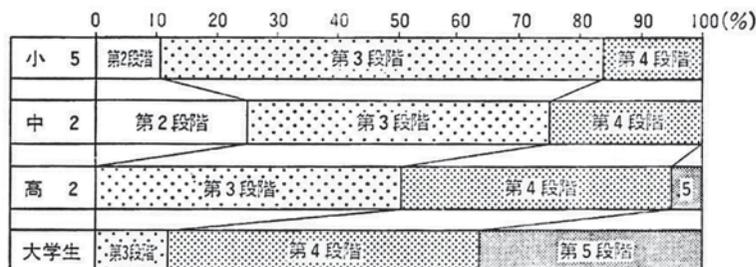
先に紹介した Wikström (2010) は、犯罪行為は道徳違反であり、セルフ・コントロールに加えて道徳性 (morality) という個人の資質が関係していると言及していることから、個々人の道徳性についての発達の観点から検討する。

Piaget の認知発達理論をもとに道徳的判断に焦点化して発展させた Kohlberg (1980) は、発

達につれて段階が上がるという3水準6段階の道徳的判断の発達段階を提示している。前慣習的水準には、罰に裏打ちされた規則を守ること、権威をもつ人に盲目的に従うこと、という罰と服従への志向である第1段階と、自分の利益になるように行動し、他人にもそうさせることが正しいと考える道具主義的な相対主義志向である第2段階がある。慣習的水準には、身近な人々から期待されていることや自分の立場に対して一般的に期待されているように行動したり、信頼や忠誠、尊敬や感謝といった相互的な関係を維持することを正しいと考えたりする「良い子」志向である第3段階、長年にわたって同意されてきた社会的義務を果たすこと、社会秩序を保つこと、社会や集団の利益に貢献することを正しいと考える法と秩序の志向である第4段階がある。そして、脱慣習的水準には、価値観や規則が集団によって相対的であることを認識し、それが社会的な契約に基づいている限りにおいて正しい、つまり、社会や集団を超えてあらゆる人々の価値観や権利を尊重した上で、それらを統合させた公正な手続きや規則に関心を向ける社会契約的な法律志向である第5段階、さらには、公正、人間の権利の相互性や平等性、人格としての人間がもつ尊厳の尊重という普遍的な倫理的原理を志向する第6段階がある。この脱慣習的水準は、社会や集団を超えて存在する普遍的な原理として道徳をとらえようとする水準である。

図4は、若干古いデータだが、Kohlbergの理論に基づいた道徳的判断の発達段階の分布を年齢ごとに調査した我が国の研究結果である。山岸(1985)は、米国の子どもに比べて日本の子どもは早くから第3段階に達するが、高校生・大学生においても脱慣習的水準ではなく慣習的水準である第3・4段階が多いのが特徴だとしている。

藤野(2013)は、Kohlbergの発達段階を一部修正したGibbs, Basinger, & Fuller(1992)による4段階の発達段階について、大学生を対象に調査を行っている。Gibbsらの第4段階はおよそKohlbergの第4段階以上を意味するものになっている。この調査では、どの段階に発達しているかを明らかにするというよりも、ある判断をする際に、どの段階の考えをどの程度考慮しているかを明らかにすることを目的としている。上位の発達段階に到達した場合には、下位の発達段階の考え方もしうるのではないかと考えたからである。そして、同時並行的に複数の発達段階の



(山岸, 1985, p.252から引用)

図4 年齢ごとの道徳的判断の発達段階

考え方を考慮している可能性を想定して、各段階に相当する項目を提示し、判断をした理由の合計点が100%になるよう回答を求めている。また、場面によって、判断の重きが異なることも想定されたことから、「ほしいと思っているものを誰かがもっているとして、それを盗まない理由」(場面A)、「ある人に腹を立てたとして、その人に危害を加えたりケガをさせたりしない理由」(場面B)、「犯罪者を目撃したとして、それを警察に通報する理由」(場面C)の3場面について調査している。その回答結果は図5のとおりである。

3場面すべてにおいて、いずれかの段階を100%と回答した者は皆無であり、比重は異なるものの、複数の段階の考え方を同時並行的にしながら、判断を行っているとの想定通りの結果が得られている。すなわち、ある段階まで認知が発達していなければ、その段階の判断はできなからうが、その段階まで認知が発達したからといって、その段階の判断のみをするのではなく、その発達段階以下の判断もする、ということである。

加えて、この調査の対象者は発達段階が進んでいるはずの大学生であるが、このような形で回答を求めてみると、場面Cでは第4段階の比率が最も高いものの、場面Aでは第2段階、場面

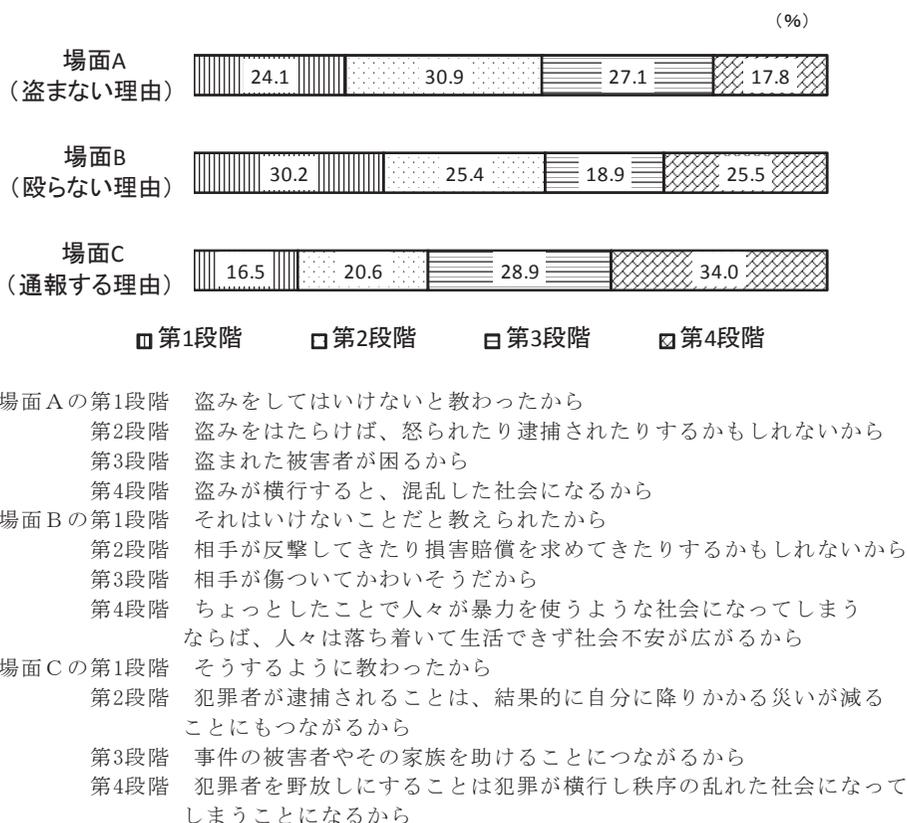


図5 場面ごとの道徳的判断の発達段階別の判断比率

Bでは第1段階の比率が平均して最も高いとの結果になっている。直接自身にかかわる葛藤を有しているのが場面A、Bであるのに対して、場面Cはその場面に関与するかどうかの選択の余地があるのであって、ここにその差異があると解釈できよう。

法規範を整備して法を守らせようとすることは、Kohlbergの発達理論に基づく、第1段階に相当する。また、分化的接触理論(Sutherland & Cressey, 1966)の9つの原理なり日常活動理論(Cohen & Felson, 1979)なりは、基本的にKohlbergの発達理論に基づく、損得という第2段階の思考をしているととらえて作られたものになっている。万人が、Kohlbergの認知発達のうち自身や自身の所属する社会なり集団なりを超えた視点で判断する脱慣習水準に到達でき、しかも、その発達を遂げた暁には、常にその判断を下すならば、逸脱は抑止されることになる。しかし、上述のデータからは、そのような形で万人の犯罪抑止をしていくことが非現実的であることがわかる。

一般に、非行少年や犯罪者の道徳性は一般の人よりも遅れているとして、Gibbs, Potter, & Goldstein (1995)は道徳性を発達させる訓練を行っている。人間的成長を促すために、これらの働きかけを行うことは有意義であろう。ただし、上述の結果からは、道徳発達を促しても脱慣習水準に到達できるとは限らず、さらに高い水準に到達したからといってそれ以下の判断をしないわけではないので、その訓練が、犯罪抑止に直接つながるとは限らないことがわかる。Wikström (2010)が主張する犯罪行為にかかわる道徳性とは、おそらくKohlbergやGibbsらが検討している道徳発達とは違った側面のものであろう。

なお、困った人に同情を示したり援助したりする向社会的行動の発達について検討しているEisenberg (1992)は、他者への「思いやり」なり「共感」なりの情緒的発達が大切であると述べている。いわゆるサイコパスが、被害者の視点を踏まえて被害者を操作していることから、Eisenbergの主張が、逸脱の抑止という観点からも大切であることがうかがえよう。

## 8. 罪意識や恥意識と犯罪の関係

自らの逸脱行為によって生じる気持ちに、罪悪感と恥がある。日本は恥の文化であると主張(Benedict, 1946)し、これが我が国の犯罪率の低さに関係しているとの論(Braithwaite, 1989)もある。

ところで、Benedict (1946)は、恥は罪悪感が発達する前段階の感情であるとして、恥は罪悪感が生じると消えるとしている。しかし、1970年代以降、この見解は疑問視されるようになり、たとえばLewis (1971)は罪悪感と恥とでは、違反した場合に焦点化されるのが、その人自身か、それともその人が行った行為か、その違反に対する責任を自分自身に帰属させるか、それとも一時的な要因に帰すか、という違いがみられる感情であると主張している。実際、8歳頃には、これらの感情を識別できるとの調査結果も示されている(Harris, 1989)。

日本語の恥が意味するものは広い。道徳的な意味合いを含んだ強い感情である shame に加えて、日常生活でしばしば生じる決まり悪さの感覚である embarrassment (困惑) を指す場合もある。自らがもたらした失敗、他者に損害を与えるような行為、さらにそれらの露呈によって生じる自己主導型のものだけではない。他者の行為、たとえば、他者が否定的評価をすることで生じるものなどもある。菅原 (1998) は、羞恥を対人不安の一部であると位置づけ、社会的に受け入れられない自己像が露呈したときや他者にとってなじみのない自己像が露呈したときに生じるとしている。

「4. 他者関係」で触れたように東洋人は状況対応的であり、それが他者と異ならないようにとの Benedict の主張する恥の文化をもたらし、大半の人が犯罪に走っていない状況下に置かれている人の犯罪抑止をもたらすのであろう。ただし、その分、周囲から受け入れられないであろう事をしてしまった場合には、その事を隠したり、見つからないように他者を避けたりするという現象が生じやすいかもしれない。

Braithwaite (1989) は、犯罪者に恥をかかせ、謝罪を行った犯罪者については、社会で再統合するのが適当であるとの論を展開している。上述のとおり恥とは、その人自身よりもその人が行った行為に、またその責任も、その人自身よりもある一時的要因に帰すものなので、その人が謝罪すれば社会もその人を再統合するということなのであろう。

ところで、ここで言う謝罪とは、どのようにすると生じるのであろうか。ある出来事が生じた際、①その出来事と自分の行為との因果関係の認識、②その出来事が有害であるとの認識、③被害に自分の責任があるとの認識、の3基準を考えると、①の認識がない場合は否認、①はあるものの②がない場合は正当化、①と②はあるものの③がない場合は弁解となり、①、②、③のいずれもある場合に謝罪が生じる (田村, 2013) とされている。

単に謝罪を口にしさえすれば、被害者を含め一般社会から一律に許され受け入れられるわけではなかろう。他者から受け入れられる謝罪とは、その出来事についての自身の責任の受容と、罪悪感の認識が伴う必要があるとされている。また、何らかの目的を達成するために行われる謝罪、たとえば、罰の回避であったり印象を操作するためであったりすると、その謝罪による許容度は低められる、とされている。このほか、他者から促されて謝罪がなされる際にも、被害者の側としては感情的には拒否したいと感じる、ともされている。この点は、Braithwaite (1989) の主張している恥をかかせる際に留意すべきことであろう。

このほか、謝罪する側の感情が、被害者に対する憐れみ、恥、罪悪感のいずれであるかによっても被害者の許容度が異なることが明らかにされている。被害者の側が憐れまれて謝罪されていると感じる場合には、その許容度が下がるとされている。また、恥よりも罪悪感によって動機づけられた謝罪の方が誠実と受け止められるとされている。すなわち「悪いことをした」という謝罪の気持ちが相手に伝わって、言いかえれば、その謝罪の気持ちが相手の共感を生じさせること

を通じて、はじめて対人葛藤が解決に向かう可能性があるということである。このほか、単なる謝罪ではなく、補償を伴うことでその責任の一端を担うという謝罪という形態もあろう。そして、これが修復的司法の目指しているものと言えよう。

#### 参考文献

- Andrews, D. A. & Bonta, J. (2010). Rehabilitating criminal justice policy and practice. *Psychology, Public Policy, and Law*, 16, 39-55.
- Benedict, R. (1946). *The chrysanthemum and the sword*. Boston, MA: Houghton Mifflin. (ベネディクト, R. 長谷川松治 (訳) (1967). 菊と刀 社会思想社)
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame, and reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cohen, L. E. & Felson, M. (1979). Social change and crime rate trends: A routine activity approach. *American Sociological Review*, 44, 588-608.
- Crick, N. R. & Dodge, K. A. (1994). A review and reformulation of social information-processing mechanisms in children's social adjustment. *Psychological Bulletin*, 115, 74-101.
- Dodge, K. A. & Coie, J. D. (1987). Social-information processing factors in reactive and proactive aggression in children's playgroups. *Journal of Personality and Social Psychology*, 53, 1146-1158.
- Eisenberg, N. (1992). *The caring child*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (アイゼンバーグ, N. 二宮克美・首藤敏元・宗方比佐子 (共訳) (1995). 思いやりのある子どもたち 北大路書房)
- Ellis, L., Beaver, K. & Wright, J. (2009). *Handbook of crime correlates*. Oxford: Elsevier.
- 藤野京子 (2013). 規範意識について 犯罪心理学研究, 51, 特別号, 144-145.
- 藤野京子・長沼裕介 (2013). いじめ場面における第三者に対する状況要因と個人要因が及ぼす影響について 犯罪心理学研究, 50(1), 1-13.
- Gibbs, J. C., Basinger, K. S., & Fuller, D. (1992). *Moral maturity: Measuring the development of sociomoral reflection*. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum Associates.
- Gibbs, J. C., Potter, G. B., & Goldstein, A. P. (1995). *The EQUIP Program*. Champaign, IL: Research Press.
- Gottfredson, M. R., & Hirschi, T. (1990). *A general theory of crime*. Stanford, CA: Stanford University Press. (ゴットフレッドソン, M. R.・ハーシー, T. 松本忠久 (訳) (1996). 犯罪の基礎理論 文憲堂)
- Harris, P. (1989). *Children and emotion: The development of psychological understanding*. New York: Basil Blackwell.
- Kohlberg, L. (1980). Stage and sequence: The cognitive-developmental approach to socialization. In D. A. Goslin (Ed.), *Handbook of socialization theory and research*. Boston, MA: Houghton Mifflin. (コールバーグ, L. 永野重史 (監訳) (1987). 道徳性の形成 認知発達のアプローチ 新曜社)
- Lemerise, E. A., & Arsenio, W. F. (2000). An integrated model of emotion processes and cognition in social information processing. *Child Development*, 71, 107-118.
- Lewis, M. (1971). *Shame and guilt in neurosis*. New York: International Universities Press.
- Markus, H. R., & Kitayama, S. (1991). Culture and the self: Implications for cognition, emotion, and motivation. *Psychological Review*, 98, 224-253.
- 菅原健介 (1998). 人はなぜ恥ずかしかるのか: 羞恥と自己イメージの社会心理学 サイエンス社
- Sutherland, E. H. & Cressey, D. R. (1966). *Principles of criminology*. 7<sup>th</sup> ed. Philadelphia: Lippincott.
- Sykes, G. & Matza, D. (1957). Techniques of neutralization: A theory of delinquency. *American Sociological Review*, 22, 664-670.

- 田中綾菜 (2013). 謝罪と罪悪感の認知発達心理学 ナカニシヤ出版
- Thornberry, T. P. (1987). Toward an interactional theory of delinquency. *Criminology*, 25, 863-891.
- Wikström, Per-Olof H. (2010). Explaining crime as moral actions. In S. Hitlin & S. Vaisey (Eds.) *Handbook of the sociology of morality*. New York, NY: Springer Science, pp.211-239.
- Wikström, Per-Olof H. (2011). Distributed paper in lecture of crime and it's explanation at Institute of Criminology, Cambridge University. unpublished.
- 山岸明子 (1985). 日本における道徳判断の発達 永野重史 (編) 道徳性の発達と教育：コールバーグ理論の展開 新曜社
- 山岸俊男 (2010). 心でっかちな日本人：集団主義文化という幻想 筑摩書房